

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年 10 月 29 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500288号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2500010号

第1 結論

昭和60年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年*月から昭和61年3月まで

私が昭和60年*月に20歳になったので、具体的なことは分からないが、父親が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、父親が口座振替の手続を行い、私名義の信用金庫の預金口座から口座振替により納付していたはずである。

請求期間の国民年金保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、父親が口座振替の手続を行い、請求者名義の信用金庫の預金口座から口座振替により納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続及び口座振替の手続を行ったとする父親は、既に亡くなっており、当時の状況について確認することができない上、請求者は、これらに直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料の口座振替に指定していたとする預金口座を開設していた信用金庫は、請求期間当時の国民年金保険料口座振替納付依頼書は保存期間経過のため保管しておらず、請求期間に係る預金口座の取引記録も、現状のシステムでは記録が残っていない旨回答していることから、当該信用金庫における当該期間の口座振替に係る保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、請求者が請求期間において居住していたとするA市は、請求期間当時の国民年金保険料口座振替納付申出書は保存期間経過のため保管していない旨回答しており、当該期間当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料も保管していない

旨回答していることから、請求者の請求期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、被保険者台帳管理簿によると、請求者から提出された年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(*)は、昭和61年6月に払い出されていることが確認でき、請求者は、当該記号番号の払出時点において、当該年金手帳に記載されている国民年金の「初めて被保険者となった日」である昭和60年*月*日(20歳到達時)に遡って被保険者資格を取得したものと考えられることから、請求期間の国民年金保険料は過年度の保険料となることから、A市は、請求期間当時、過年度の保険料を口座振替により徴収することはなかったと回答している。

また、請求者は、平成18年1月27日付けの「国民年金保険料口座振替辞退申出書(控)兼・国民年金保険料預金口座振替辞退(取消)通知書(控)」の写しを提出し、当該申出書により口座振替を辞退するまでは、請求期間も含めて当該申出書に記載されている預金口座から国民年金保険料を口座振替により納付していた旨主張しているところ、請求者が口座振替による保険料納付を開始した時期は、上述の信用金庫から提出された当該預金口座の取引記録及び国民年金保険料収納一覧表により平成9年1月と推認される。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。